

2024年度
基本資料



5 0 1

一般社団法人 小牧青年会議所

【目次】

	ページ
◆ 2021年宣言	1
◆ 2024年度スローガン	2
◆ JC宣言	
◆ 綱領	
◆ The Creed Of Junior Chamber International	3
◆ JCI綱領	
◆ JCI MISSION	4
◆ JCI VISION	
◆ JCソング	5
◆ 若い我等	
◆ 明日のために	
◆ 小牧市民憲章	6
◆ 理事長所信	7
◆ 三役抱負	11
◆ 委員会事業計画	16
◆ 収支予算書	21
◆ 組織図	24
◆ 年間スケジュール	25
◆ 出向者一覧	26
◆ 日本青年会議所会頭所信	27
◆ 愛知ブロック協議会会長所信	36
◆ (一社)小牧青年会議所 定款	47
◆ (一社)小牧青年会議所 運営規定	60
◆ (一社)小牧青年会議所 資格規定	64
◆ (一社)小牧青年会議所 役員選任の方法に関する規定	68
◆ (一社)小牧青年会議所 庶務規定	70
◆ (一社)小牧青年会議所 事務局職員規定	73
◆ (一社)小牧青年会議所 名称使用等に関する規定	76
◆ (一社)小牧青年会議所 ホームページ公開規定	78
◆ (一社)小牧青年会議所 安否確認モデル	81

一般社団法人小牧青年会議所『2021年宣言』

**我々小牧青年会議所は
地域を想うパートナーシップの輪を拡げ
一人ひとりが光り輝く小牧を目指し
誰もが心豊かに暮らせる世界を創造します。**

『2021年宣言』解説文

「地域を思うパートナーシップの輪を拡げ」

志を同じくする仲間を増やすとともに、活動の場は違って小牧を想う同志との協働を通じて、私たちはより多くの地域課題を解決していくことができます。私たちは誰一人取り残されない社会を実現する為にパートナーシップの輪を拡げ活動をしていきます。

「一人ひとりが光り輝く小牧を目指し」

一人ひとりが違う色、違う大きさ、違う場所で光り、輝きを放つことができるまち。つまり、市民一人ひとりが個性を発揮し、いきいきと活躍することができれば、小牧は愛され続けるまちになります。一人の笑顔や輝きが小牧を明るく照らし、一人ひとりの笑顔が運ぶ幸せが小牧を更に豊かにします。私たちは、小牧の誰もが光り輝くまちになるよう運動を発信していきます。

「誰もが心豊かに暮らせる世界を創造します」

すべての人々が笑顔で暮らすことのできるまち、それが「心豊かに暮らせる」世界です。ひとりの笑顔が誰かの幸せを創り、誰かの幸せが更に周りの笑顔を創っていく、そんな人のつながりが次代の小牧には必要です。人を想う優しさや、人の幸せを願う心が溢れることで、私たちの住み暮らすまちが笑顔で溢れていく、これが私たちの目指す誰一人取り残さない世界の創造につながります。

こまき かけ きずな
「小牧翔る絆」
みらい われ おも
～未来につなぐ我らの想い～

「JC宣言」

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれJayceelは、
社会的、国家的、国際的な責任を自覚し
志を同じうする者 相集い 力を合わせ
青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

The Creed Of Junior Chamber International

We Believe:

*That faith in God gives meaning and purpose
to human life;*

*That the brotherhood of man transcends the
sovereignty of nations;*

*That economic justice can best
be won by free men through free enterprise;*

*That government should be of laws rather
than of men;*

*That earth's great treasure lies in human
personality; and*

*That service to humanity is the best work of
life.*

JCI綱領

我々はかく信じる：

「真理は人生に意義と目的を与え

人類の同胞愛は国家による統治を超越し

公正な経済は我々の自由な

経済活動によってこそ果たされ

政府には人治ではなく法治が必要であり

人類の個性はこの世の至宝であり

人類への奉仕が人生最大の使命である」

JCI MISSION

**To provide leadership
development opportunities
that empower young people
to create positive change**

【日本語訳】

JCIのミッション

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

JCI VISION

**To be the foremost global network of
young leaders**

【日本語訳】

JCIのビジョン

青年会議所が、若きリーダーの
国際的ネットワークを先導する組織となる。

JCCソング

一、 JCC JCC JCC

せかい むす わか ちから
世界を結ぶ 若き団結

あたらし よ のぞみ
新しき世紀の 希望となりて

とわ さか われら つど
永久に繁栄えん 我等の集い

二、 JCC JCC JCC

ほうし りそふ もと
奉仕の理想 探求めつつ

くに あゆみ ちから
祖国の進歩の 力となりて

さきが われら つど
先駆けゆかん 我等の集い

若い我等

一、 若い我らが 手を取り合つて

進む行手の 青い空に
輝くJCC 明るい希望

足なみをそろえて
行こうじゃないか

二、 世界を結ぶ 若さの力

互いに尽くす 楽しさこそ
JCCの理想だ 新しい日だ

足なみをそろえて
行こうじゃないか

三、 若い我等の 心を集め

つくる集いに 未来をかけて
JCCの仲間は 皆信じあう

足なみをそろえて
行こうじゃないか

明日のために

一、 若さと若さが 手を結び

明日にいつも 向うのだ
豊かな未来 めざしつつ

日本の道を 創ろうよ
行こうJAYCEE
明日のために

二、 心と心をつなぎ合い

大きな虹を かけるのだ
生きてることの 喜びを

すべての人に 投げかけて
行こうJAYCEE
明日のために

三、 命と命が 満ちあふれ

光となつて 燃えるのだ
世界の窓に 一つの日も

希望の夢は はばたくよ
行こうJAYCEE
明日のために

小牧市民憲章

先導 小牧市民憲章わたくしたち小牧
市民は、小牧を

1（ひとつ）

唱和 健康で生きがいのある明るいまちに
しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 感謝と思いやりのあるあたたかい
まちにしましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 緑とやすらぎのある美しいまちに
しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 高い文化と教養のある豊かなまちに
しましょう。

先導 1（ひとつ）

唱和 希望と働く喜びのある活気あふれる
まちにしましょう。



一般社団法人 小牧青年会議所
2024年度 理事長所信

第53代理事長

小池 公二

【はじめに】

戦争に敗れ、敗戦国となった日本の戦後復興の最中、数名の志高い青年たちの手によって青年会議所は始まりました。1949年に日本青年会議所が誕生すると、瞬く間に全国に広がり1972年には小牧のまちにも青年会議所が誕生しました。「明るい豊かな社会の実現」を理想とし青年会議所運動は始まりましたが、今となった現在、「明るい豊かな社会の実現」とはどういうものなのでしょう。現在の私たちの生活は、戦後復興の時代とは違い、物に溢れ、衣食住の苦勞もありません。インターネットやSNSの普及により情報の取得も簡単になりました。そういう側面を見るならば、すでに明るい豊かな社会は築けているように思えます。現在の日本、そして私たちが住み暮らす小牧のまちに青年会議所は必要とされているのでしょうか。

豊かになった現在でも社会には様々な問題があります。令和の時代に大きな変化が起こり未曾有の疫病の蔓延によって私たちの生活は著しく変化し、当たり前だった日常生活が奪われていきました。そして昨今、世界情勢が不安定になり、世界を取り巻く環境が大きく変化しています。

時代によって問題や課題は変化し、私たちが目指す「明るい豊かな社会の実現」に終わりはありません。しかし、社会や課題が変化していく一方で、私たち青年会議所は先人たちが三信条に込めた「修練・奉仕・友情」という言葉を胸に抱き続け、前進してきたからこそ今ここに存在します。今一度、三信条の精神を我々は学び、先輩諸兄姉が積み上げてきた歴史と信頼の上に私たちがいることに感謝をし、紡いできた灯火を、英知と勇気と情熱を持って次代へと繋ぐことをお誓い申し上げます。

【未だ見ぬ仲間との絆】

私たちはたくさんの人に出逢い、青年会議所活動を展開してきました。「合縁奇縁」という言葉がある通り、青年会議所には、ここでなければ人生において出逢うことが出来なかつたらう魅力あるメンバーで溢れています。まちづくりをするためにはひとが必要です。まちづくりはひとつづくりからとも言われます。青年会議所は地域に根差した運動を展開するためにメンバーを数多く創出しなければなりません。私たちの地域をより良くするため、そして青年会議所が大きな力を発揮するには同じ志を持つ同志、新たな仲間を一人でも多く生み出すことが必要です。私たちは今一度、全員で立ち上がり、より良い小牧を創るべく、そして大きな運動を波及させるべく多くのメンバーが居なければ小牧の「明るい豊かな社会の実現」は成し遂げることができないのです。

【市民との絆】

私たちが住み暮らすまち、小牧は魅力あるまちです。小牧山城は織田信長が築いた城の地であり、まちの魅力の一つです。小牧には特産物が豊富にあり、企業活動も活発であり、まちを良くしようと取り組む多くの人たちがいます。このようなまちの魅力をたくさんの人たちに伝播することができれば必ずこのまちは発展します。

しかし、近すぎるからこそ見えないものがあります。私たちは自分たちのまちの魅力をどれくらい知っているのでしょうか。広く知られているものもあれば、一部の人にしか知られていないものもあります。知っていても実際には食べたことが無かったり、見たことが無かったりするものもあるのではないのでしょうか。この小牧というまちを自分自身で体験することによって、魅力を感じ新たな発見を得ることができます。一人ひとりが地域に根差した運動を展開できる小牧青年会議所メンバーだからこそ、青年経済人として市民とともにまちの魅力を再発見し、発信し、様々な想いを形にすることができます。それがまちづくり運動の根幹であり、私たちが住み暮らす小牧が発展していくのです。

【メンバーとの絆】

青年会議所をどのように活用するかは自分次第です。私たちは青

年会議所で学んだ様々な知識を持ち帰り多彩な分野で発展してきました。一人ひとりがしっかりとした目的意識をもって青年会議所活動に取り組むことで、知識やスキル、人脈が広がります。さらには自分自身が困難だと思っていたことも克服することが出来る唯一無二の団体です。

いつの時代でも志高く熱き情熱をもったメンバーが「誰かのため」と懸命に考え行動を起こせば、どんな困難なことが待ち受けようとも乗り越えられるのです。人が行動を起こすとき、一人でできることは限られます。しかし周りには志をもつ仲間がいます。仲間が

団結し行動おこせば何だってできるのです。一人ひとりが真摯に向き合いお互いを尊重し切磋琢磨することで様々な力が養われ、未来に繋がる成長の第一歩となります。そして一人ひとりが自覚と責任を持ち、高い志のもと仲間と共に未来を創る人材へと成長し、やがて地域に根差した運動を展開できるリーダーとなるのです。その私たちが力強く結束し、一つのチームになれば小牧青年会議所のパワーは無限大へ進化していきます。

【組織を結ぶ】

青年会議所は、様々な会議を行い互いに思いをぶつけ合い切磋琢磨するからこそ、この名前を冠しています。青年会議所における会議の重要性は言うまでもありませんがその会議の結果を形にするためには、議案管理・財務管理・広報・コンプライアンスチェック等が必要です。青年会議所には総務という屋台骨があるからこそ、意味のある会議体の運営が可能となります。

また青年会議所メンバーは仕事や家庭を持ちます。青年会議所活動は会社や家族からさせてもらっていることです。青年会議所に費やす時間は決して少なくありません。しかし、青年会議所の活動内容を普段から会社や家庭に説明しているメンバーは多くはないでしょう。最も身近な相手からの理解を得るためにも、青年会議所活動の情報発信が必要不可欠です。

さらには小牧青年会議所の組織としての成長のため、対外事業への参画や出向者支援の枠組みの強化が必要であり、日本本会・東海地区・愛知ブロック協議会との連携を強化しなければ未来に繋がる組織にはなり得ません。

【おわりに】

私たちが生きているのは「今」であり、大事なのはこれからの「未来」です。未来を創るのは人なのです。人が何かをする時、興味を持てるかどうか意思決定の元となります。その興味というものは様々な実体験を通して醸成されるものです。2024年度は、体験を通して様々なことに興味を持ってもらいたい。一人ひとり「今」に向き合ってもらいたい。

人生は一度しかありません。一度きりの人生であれば何事も楽しんでほしい。自分が楽しまなければ周りには伝わらない。人生を楽しもう！

副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 丹羽 智子

2024年度、副理事長兼室長という大役を仰せつかり、大変光栄に感じると共に大役に対して身の引き締まる思いです。

2019年に入会して以来、先輩諸兄姉をはじめとする多くの方から学ばせていただきました。若輩者ではありますが、教わった学びやこれまでに得た経験を伝えていかなければならない立場となった自覚を持ち、一般社団法人小牧青年会議所の発展のため邁進して参ります。

本年度は、小森委員長率いるまちづくり委員会を担当させていただきます。まちづくりに終わりはなく、私たちは「今」の課題に取り組まなければなりません。委員会メンバー、一般社団法人小牧青年会議所メンバーとともに、まずは私たち自身が小牧の魅力を深く理解し、それを広く波及させ、まちの活性化を図るために全力で職務に当たる所存です。

結びとなりますが、小池理事長をはじめとするメンバーの皆様からお預かりした役割を全うすべく、1年間精進して参ります。

副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 大野 公大

2024年度、副理事長という大役を仰せつかり、大変光栄に感じるとともに役職の重責に身の引き締まる思いです。そして、このような大役を与えてくださった小池理事長をはじめ、メンバーの皆様に深く感謝申し上げます。

2021年に初めての理事として委員長の経験をさせていただき、多くの先輩諸兄弟姉のご指導、またメンバーの支えを受けまして、様々な役職を経て参りました。本年度は、鎧塚委員長率いる研修委員会を担当させていただくことになりました。私自身、初の委員長がひとりづくりである研修委員会ということもあり、感慨深いものを感じております。青年会議所には様々な学びや経験を得ることができますが、そこには必ず修練があります。困難なことにも立ち向かうには、「誰かのため」に動けるような人間関係の構築が重要であり、その原動力とも言える思いを絶やすことなく、メンバー一人ひとりが青年会議所活動・運動に邁進できるよう、全力で職務に当たる所存です。

結びとなりますが、小池理事長のため、そして一般社団法人小牧青年会議所のために、副理事長としての責務を果たす覚悟をもって精進して参ります。一年間どうぞよろしく願いいたします。

副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 小澤 国大

2024年度、副理事長兼室長という大役を仰せつかり、大変光栄に感じると共に大役に対して身の引き締まる思いです。

私は、2011年に一般社団法人小牧青年会議所に入会し、当団体の中でも一番在籍年数が長い会員となり、先輩諸兄姉から紡いできた灯火を次代へと繋いでいく重要な役割があると考えます。

近年、少子高齢化に伴う担い手不足をどこの団体でも聞くことが多くなりました。我々、一般社団法人小牧青年会議所も例外ではありません。理事長が思い描いた夢を夢で終わらせる事なく、妥協をして活動を縮小する事のないよう、地域に根差した力強い運動を展開出来る組織とするべく、今年度は和田委員長率いる会員拡大委員会の担当副理事長として、心から笑い合えるメンバーを基に多くの未だ見ぬ仲間達を増やし、活動を心から楽しめる環境を創って参ります。

結びとなりますが、楽しい場所に人は集う、そんな笑顔で満ち溢れる一般社団法人小牧青年会議所になるよう小池理事長をはじめとするメンバーの皆様からお預かりした役割を全うすべく、1年間精進して参ります。

専務理事抱負



専務理事 舟橋 拓馬

2024年度、専務理事という大役を仰せつかり、大変光栄に感じると共に、役職の重責に身の引き締まる思いです。このような大役を与えてくださった小池理事長をはじめ、メンバーの皆様に深く感謝申し上げます。

時代が進むにつれて社会が変化する速度は早まっており、変化に先駆けて運動を展開し、意識変革を図ることを目指すのであれば、一般社団法人小牧青年会議所には、思考を柔軟し、迅速に行動することが求められます。そのためには組織としての軸を持ち、効率的ながらも厳格な過程を経て意思決定を行うこと、そしてその決定に対してメンバーが一丸となって取り組める環境が必要となると考えます。

本年度私が担当させていただく事務局は組織運営の基軸であり、事務局長を引き受けていただいた諸岡事務局長とともに、小池理事長の想いをもとに展開される各事業が小牧のよりよい未来の実現につながるよう、しっかりと下支えをさせていただきます。

また事務局では、組織運営のほかに広報と渉外を担当させていただきます。いかに優れた事業を行っても認知されなければ存在しないも同然であり、一般社団法人小牧青年会議所が展開する事業が市民の皆様の心に届くような広報活動を行っていただけるよう、支援をして参ります。また、出向や他のLOM、各種協議会の展開する対外事業に参加し、LOM外で経験と積むことは、メンバー自身の成長の点でも、一般社団法人小牧青年会議所の発展の点でも重要であり、メンバーに広く成長の機会を提供できるようなしっかりとした

渉外事務を行っていただけるよう支援して参ります。

本年度は小池理事長の意向もあり、多数の理事が新任となります。初めてのことで戸惑う理事も多く、組織運営にあたっては様々な配慮、工夫が必要になるかと思いますが、このような機会をこそ自身やLOMを成長させることにつながると信じ、理事メンバーをはじめ一般社団法人小牧青年会議所メンバーが未知の挑戦を精一杯楽しむことができるよう、全力で職務にあたる所存です。

結びとなりますが、小池理事長をはじめとするメンバーの皆様からお預かりした職責を果たすべく、精進して参ります。一年間どうぞよろしくお願い致します。

事務局事業計画

事務局長 諸岡 英実

担当 専務理事 舟橋 拓馬	事務局次長 中山 麻美 理事 梅澤 侑未 水落 太貴 委員 伊藤 祐次朗
基本方針	<p>（一社）小牧青年会議所が組織として成長し、未来に繋がる団体となるには、効率的かつ適正に事業を達成するための組織全体の統制を図り、社会に青年会議所運動が周知され、根付いていく持続可能な基盤づくりが重要です。また、メンバー一人ひとりが、地域や行政、先輩諸兄姉との繋がりや全国の青年会議所運動を活かし、知見と連携を深めることでも、組織の持続可能性は広がります。</p> <p>そこで当事務局では、（一社）小牧青年会議所の屋台骨として適切な組織運営と基盤構築に努め、機会と体験の提供を行って参ります。</p>
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本資料及び事業報告書の作成 2. 総会の設営及び運営 3. 総会及び理事会資料の作成 4. スローガンの表彰 5. 会費の徴収及び財務管理 6. 事務局の運営 7. JOYTIMEの運営 8. ネームプレート挟み込み用紙の作成 9. ホームページの運営管理 10. 各種メディア・SNSを活用した広報 11. 例会及び各種事業の取材・記録・整理・保存 12. 姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送 13. 出向者タイムの運営 14. 日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6JCに関する渉外 15. 9月度例会

事業予定	1月	基本資料及び事業報告書の作成、定時総会、スローガンの表彰、ネームプレート挟み込み用紙の作成、姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送、京都会議
	2月	名古屋会議
	2月～11月	出向者タイムの運営
	7月	東海フォーラム2024、サマーコンファレンス2024
	8月	臨時総会
	9月	第57回愛知ブロック大会稲沢大会、例会
	10月	第73回全国大会福岡大会
	12月	臨時総会
	1月～12月	事務局運営、総会及び理事会資料作成、会費の徴収及び財務管理、JOYTIMEの運営、各種メディアを活用した広報活動、ホームページの運営管理、その他、総務、広報に関すること
1月～12月	日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張6JCに関する渉外	
1月～12月	会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	
	事業費繰入収入	基本資料及び事業報告書の作成
	70,000円	7,300円
		スローガンの表彰
		2,220円
		ネームプレート挟み込み用紙作成
		31,460円
		ホームページ運営管理
		2,640円
		年頭書簡の発送
	488円	
	9月度例会	
	22,879円	
	予備費	
	3,013円	
	合計 70,000円	合計 70,000円

リーダー力育成委員会事業計画

委員長 鎧塚 章平

担当 副理事長 兼室長 大野 公大	副委員長 早川 和宏 理 事 宮原 裕美 委 員 落合 巧 小澤 栄太 山本 凡祥	
基本方針	(一社)小牧青年会議所がより強固な組織となるためには、一人ひとりがお互いを思いやり、自らが積極的に行動を起こす人財へと成長することが必要不可欠です。そして、知識や経験の蓄積、行動力の強化といった個人の成長とともに、メンバーと時間や経験を共有し、相手を知り信頼し合える関係になることが重要です。そのような人財が集うことで、組織としてもより大きな力を発揮できると考えます。 そこで当委員会ではメンバーの資質向上・連携強化を図り、率先して行動しお互いに刺激を与え合うことで、メンバーが「誰かのために動ける人」となれるよう努めて参ります。	
事業計画	1. 2月度例会 2. 5月度例会 3. 11月度例会	
事業予定	2月 例会 5月 例会 11月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 150,000円	2月度例会 18,866円
	登録料収入 250,000円	5月度例会 74,440円
	寄付金収入 250,000円	11月度例会 533,589円
		予備費 23,355円
	合計 650,000円	合計 650,000円

シン・小牧人育成委員会事業計画

委員長 小森 隆志

担当 副理事長 兼室長 丹羽 智子	副委員長 平野 智弘 理 事 佐藤 悟 委 員 大南 貴大 願念 春樹 丸川 翼	
基本方針	これから小牧がさらに発展していくために、観光資源や特産物などの地域資源を起点とした魅力発信をまちづくりに活用していくことが重要です。そのためには市民と魅力についての理解を深めて、リーダーとなる人を育て上げていく必要があります。 小牧の魅力を中心に多くの人々を巻き込むことで、まちづくりの機運が醸成され、参画した市民が誇りを持ち、住み続けたいと思える魅力あるまちへと成長していくことができます。 (一社)小牧青年会議所がこれまで築いてきた歴史の中での絆を活かし、体験を通じて小牧の魅力を理解し、新しい魅力発信の形を創り、未来へバトンを繋いでいきます。	
事業計画	1. シン・小牧人実行委員会発足 2. 4月度例会 3. 7月度例会 4. 10月度例会	
事業予定	4月 例会 7月 例会 10月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画	
委員会予算	収入の部	支出の部
	事業費繰入収入 175,000円	シン・小牧人実行委員会発足 41,850円
	協賛金 540,000円	4月度例会 39,216円
	販売収益 80,000円	7月度例会 48,782円
		10月度例会 646,921円
		予備費 18,231円
	合計 795,000円	合計 795,000円

会員拡大委員会事業計画

委員長 和田 稔

担当 副理事長 兼室長 小澤 国大	副委員長 志村 雄司 理 事 加藤 一樹 委 員 岩田 昇太 加藤 渉 須賀 柳 吉田 崇芳						
基本方針	明るい豊かな社会の実現をするためには、まちの未来を語り合える、同じ志を持つ多くの仲間が必要です。一人ひとりが自身の目的を胸に、メンバー同士が同じ時間を共有し切磋琢磨する事で、魅力溢れるメンバーが集う（一社）小牧青年会議所になると考えます。 そこで当委員会では、「一期一縁」を軸とした、全員拡大が重要と捉え拡大活動を行います。全員で新しい仲間を迎え入れ新たな可能性を見出すことで、笑顔で楽しく青年会議所活動が行えるよう、一致団結して拡大活動に邁進して参ります。						
事業計画	1. 会員拡大 2. 会員名簿作成 3. 卒業証書授与式 4. 3月度例会 5. 6月度例会						
事業予定	3月 例会 6月 例会 8月 入会承認証伝達式 1月～8月 会員名簿及び新入会員名簿の作成・配布 12月 卒業証書授与式 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画						
委員会予算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">収 入 の 部</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">支 出 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 事業費繰入収入 150,000円 </td> <td style="padding: 5px;"> 3月度例会 18,429円 6月度例会 27,503円 会員拡大 50,475円 卒業証書授与式 49,006円 予備費 4,587円 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 合計 150,000円 </td> <td style="padding: 5px; text-align: center;"> 合計 150,000円 </td> </tr> </tbody> </table>	収 入 の 部	支 出 の 部	事業費繰入収入 150,000円	3月度例会 18,429円 6月度例会 27,503円 会員拡大 50,475円 卒業証書授与式 49,006円 予備費 4,587円	合計 150,000円	合計 150,000円
収 入 の 部	支 出 の 部						
事業費繰入収入 150,000円	3月度例会 18,429円 6月度例会 27,503円 会員拡大 50,475円 卒業証書授与式 49,006円 予備費 4,587円						
合計 150,000円	合計 150,000円						

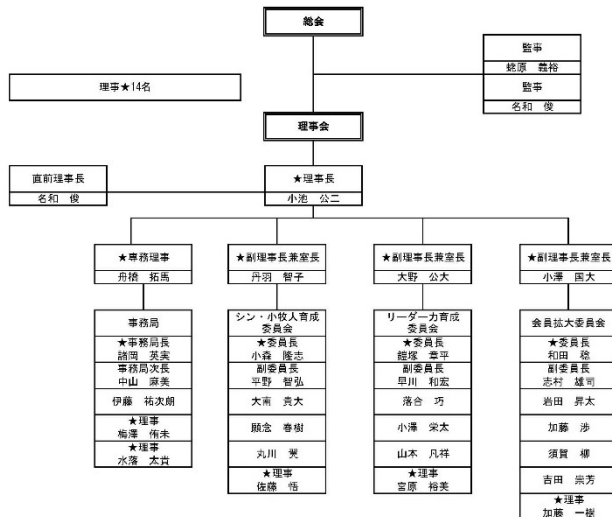
2024年度収支予算書

自：2024年1月1日 至：2024年12月31日（単位：円）

科目	予算額	備考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
入会金収入		
入会金収入	150,000	10,000 円× 15 名
会費収入		
正会員会費収入	3,720,000	120,000 円× 31 名
新入会員会費収入	1,200,000	120,000円×3名（1～3月入会） 90,000円×4名（4～6月入会） 60,000円×8名（7～8月入会）
終身会費	30,000	15,000 円× 2名
事業収入		
登録料収入	250,000	
物品販売収入	80,000	
寄附金収入	790,000	
補助金等収入		
地方公共団体助成金収入	100,000	
雑収入		
雑収入	190,000	OB補助金
JOYBOX	46,000	1,000 円× 46 名
その他繰入金収入		
基金繰入金収入	0	
前期繰越金	3,209,163	
事業活動収入計	9,765,163	
2. 事業活動支出事業費支出		
事業費支出		
事務局	70,000	委員会事業費
リーダー育成委員会	650,000	委員会事業費
シン・小牧人育成委員会	795,000	委員会事業費
会員拡大委員会	150,000	委員会事業費
市民討議会	150,000	市民討議会事業費

科目	予算額	備考
管理費支出		
会議費支出		
總會支出	300,000	
理事会支出	60,000	
給与手当支出	1,020,000	
法定福利費	30,600	
賃借料支出	800,000	
通信・発送費支出	300,000	
印刷・製本費支出	200,000	
消耗品費支出	50,000	
租税公課支出	16,516	法人所得税、法人事業税、法人住民税
渉外費支出	71,000	法人県民税・市民税均等割
雑支出	350,000	
	200,000	
負担金		
JCI会費	102,856	2,236 円× 46 名
日本JC会費	240,000	5,000円×38名+2,500円×8名+ 30,000円
東海地区協議会負担金	115,000	2,500 円× 46 名
愛知ブロック協議会負担金	130,000	2,500 円× 46 名+ 15,000 円
日本JC出向者負担金	20,000	20,000 円× 1 名
国際協力資金	83,950	1,825 円× 46 名
WE BELIEVE購読料	138,000	3,000 円× 46 名
ブロック大会負担金	92,000	2,000 円× 46 名
名古屋会議負担金	137,000	2,000 円× 46 名+ 45,000 円
尾張東6JC負担金	10,000	10,000 円
積立金		
JOYBOX積立	46,000	1,000 円× 46 名
JC基金積立	150,000	10,000 円× 15 名
事業活動支出計	6,777,922	
事業活動収支差額	2,987,241	
II 予備費支出		
1. 予備費支出	2,987,241	
当期収支差額	0	

一般社団法人小牧青年会議所 2024年度 組織図



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)総務委員会(2)広報委員会(10)渉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※まちづくり委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(7)社会開発委員会(8)青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※研修委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(4)会員交流委員会(6)指導力開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※会員拡大委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(3)会員開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること

2024年度 一般社団法人小牧青年会議所 年間スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
三役会	12月22日	1月17日	2月20日	3月19日	4月16日	5月19日	6月18日	7月16日	8月20日	9月17日	10月15日	11月19日
理事会	9日	8日	5日	2日	14日	4日	2日	6日	3日	1日	5日	3日
総会・例会	30日	13日	12日	16日	9日	11日	9日	(下旬)	12日	8日	12日	
委員会事業	会員拡大 会員交流	会員拡大 会員交流	会員拡大 会員交流	会員拡大 会員交流	会員拡大 会員交流	会員拡大 会員交流	会員拡大 会員交流	入会認証 伝達式	会員拡大 会員交流	市民討議会	会員拡大 会員交流	
総会・例会担当	事務局	リーダー力 育成	会員拡大	シン・小牧 人育成	リーダー力 育成	会員拡大	シン・小牧 人育成	事務局	事務局	シン・小牧 人育成	リーダー力 育成	事務局
日本	京都会議 18日～22日						サマー コンファレンス 20～2日			全国大会 3日～6日 世界会議 30日～31日	世界会議 1日～3日	
地区							東海 フォーラム					
ブロック	会員会議所 27日	名古屋会議 3日	会員会議所 18日		会員会議所 24日		会員会議所 29日		ブロック大会 21日 会員会議所 28日		会員会議所 29日	
5JC	(総会) (賀詞交歓会) 瀬戸 15日 春日井 23日 尾張旭 26日 岩倉 22日 北名古屋 26日		会長公式訪問 19日								正副理事長 会議	
OB関係												

2024年度出向者一覧表

出向先	委員会名・役職名	LOM 役職・配属	氏 名
日本JC	公益社団法人日本青年会議所 社会グループスポーツ推進委員会 委員	直前理事長	名和 俊
愛知BC	愛知ブロック協議会 監査担当役員	監事	蛭原 義裕
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロック大会運営委員会 委員長	事務局 理事	梅澤 侑未
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロック大会運営委員会 総括幹事	会員拡大委員会 理事	加藤 一樹
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロック大会運営委員会 運営幹事	会員拡大委員会 副委員長	志村 雄司
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロック大会運営委員会 会計幹事	リーダー力 育成委員会 理事	宮原 裕美
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロック大会運営委員会 委員	事務局 委員	伊藤 祐次朗
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロック大会運営委員会 委員	シン・小牧人育成 委員会 委員	願念 春樹
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロックアカデミー委員会 委員	会員拡大委員会 委員	吉田 崇芳
愛知BC	愛知ブロック協議会 ブロックアカデミー委員会 委員	シン・小牧人育成 委員会 副委員長	平野 智弘

1 はじめに

目の前で困っている人がいたとき、あなたはどうしますか。

今の私なら、何の躊躇もなく、その困っている人を助けるための行動を起こすことができます。なぜなら、私は青年会議所に入会し、自分自身が「明るい豊かな社会を実現する」という JAYCEE の使命に気付くことができたからです。

日本人は、幼いころから、自然を大事にしないで、お年寄りを大切にしないで、困っている人には親切にしないでという教育を受けてきました。だからこそ、まだ社会の目を気にすることがなかった素直な少年時代、当たり前のように困っている人に声をかけ、手を差し伸べることができたのでしょう。

しかし、年齢を重ね社会常識や世の中を知った我々は、周りの目を気にしたり、自分の親切が無駄にならないかと心配になったり、自分以外の誰かが助けるだろうと考え、いつの間にかその素朴で純粋な親切心を自身の中に封じ込めてしまっていないでしょうか。

私は、青年会議所での運動を通して JAYCEE の使命に気付き、より良く変わることができました。そして今は、青年会議所こそが、私たちが封じ込めてしまった素朴で純粋な親切心を呼び覚ます団体であり、少年時代の当たり前を形にしたものだと確信しています。

だからこそ、青年会議所は、まちをより良くしたい、誰かの役に立ちたいという素朴で純粋な親切心を行動に移すことができる青年を増やすことができるのです。そうして、まちはより良くなり、まちな企業も元気になり、ひいては日本を今以上に明るく豊かな社会へと発展させることができるのだと、私は信じています。

【私の使命感】

私には司法試験に合格して司法修習生となったところに知り合い、親友となった弁護士がいました。恵まれた環境の中で育ち、中小零細企業の応援をしたいと思って弁護士になった私と、彼の思いは全く違いました。

彼は幼いころに母親を亡くし、妹は家出し行方不明、父親と二人で暮らしていました。そんな環境の中、彼自身もグレてしまった時期を経て、サラリーマンになりましたが、自分と同じような家庭環境で困っている人たちを助けたいという思いで、弁護士を目指し、奨学金を借りて猛勉強し、やっとの思いで弁護士になることができました。弁護士になってからは、刑事事件の国選弁護人や少年事件

の付添人を数多く担当し、様々な家庭環境で育ち、道を誤って罪を犯してしまった人々のために全力を尽くしていました。

しかし、弁護士になって7年目、やっと一人前に仕事ができるようになったころ、突然、変異性悪性リンパ腫を患い、それから1年半後に亡くなりました。ちょうど私が LOM で 60 周年事業の特別委員長を務めていたときです。実は、亡くなる 2 日前に、私は彼の妻に呼び出され、病室の一室で彼から最後の言葉を伝えられたのです。

「俺の分まで、頼んだ」

彼は違う意味で言ったのかもしれませんが。しかし、私は、彼から、ただ職業としての弁護士ではなく、弱きを助け、困っている人を救うような人間になって欲しいと彼の思いを託されたように感じたのです。

それから、私は、自分の中に封じ込めていた、困っている人の助けになりたい、子供達のためにまちをより良くしたいという素朴な親切心を行動に移すことに躊躇することはなくなりました。そして、それまで以上に覚悟をもって JC 運動に邁進するようになりました。

【身近にあった JC 運動】

私の住み暮らす神戸は、1995 年 1 月 17 日午前 5 時 46 分、震度 7、倒壊家屋 15 万戸、5400 人を超える命が奪われた阪神淡路大震災を経験しました。当時、私はまだ小学 5 年生でしたが、仲の良かった同級生は、自宅の倒壊により、一瞬にして、祖母、両親、弟を失い、兄と二人きりになってしまいました。人々の顔からいとも簡単に笑顔を奪い取ってしまう自然災害の恐ろしさを目の当たりにし、命の尊さ、儚さを身近に感じた瞬間でした。

神戸青年会議所は、この地震が発生したとき、まずはメンバー自身の家族や従業員の安全を確保すること、社業を守ることを最優先とし、情報収集以外の活動をすべて停止する決断をしました。他方、日本青年会議所は、地震発生後直ちに正副会頭がヘリコプターをチャーターして被災地に救援物資を運び、支援金口座を開設し募金活動を行い、翌朝には日本各地の青年会議所から届く救援物資を被災地に届けるネットワークを構築し、さらには人的支援の差配も行っていたのです。

「いつまでも、わが身を悲しみの中に置いておくことはできな

い。私たちはまちを復興して、家族を守り、経済活動を続けなければならない。今こそ、JCの真価が問われている。私たちはJCメンバーの誇りと自信をもって、真っ先に立ち上がらなければならない。」これは、日本青年会議所1995年度会頭の山本潤先輩がメンバーに伝えた言葉です。先輩はこの震災でご家族を亡くされました。その中でも強いリーダーシップを発揮され、もうこのような災害によって悲しむ人を生み出してはならないと、国のため、地域のために多くのメンバーと行動を起こし続けたのです。

私は被災地へ向かった多くの先輩たちの勇気あふれる行動、そしてリーダーの覚悟みなぎる言葉から、どんなに困難な状況に置かれたとしても、そこに困った人がいるのであれば、何の見返りを求めることなく、一心不乱に助け、そして笑顔をつくることこそがJC運動だと確信しました。

現在、ウクライナとロシアの紛争を発端として、世界の平和が危機にさらされ、社会全体が様々な不安に覆いつくされています。その様な中だからこそ、青年会議所のメンバー全員が内に秘める素朴で純粋な親切心を行動に移し、今以上に明るく豊かな社会の実現に向けてJC運動を展開し、力を合わせて、人々の笑顔があふれる日本、そして世界を実現しなければなりません。それこそが、今、我々JAYCEEに課せられた使命なのです。

2 日本の豊かさを実感できる社会の実現

【日本の課題】

他の先進国と比べ、日本の少子高齢化は最も進んでいます。日本は出生率の低下により、2022年における総人口は1億2550万人となり、12年連続で人口減少となりました。また、平均寿命が延びた影響もあり、65歳以上の高齢者人口は3558万人、総人口に占める高齢化率は28%と上昇を続けています。そして、2070年には、総人口は9000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

この生産年齢人口の減少により、様々な業種において労働人口が減少し、人手不足が深刻化します。また、人口減少は、国内市場の縮小にもつながり、国内需要への投資先としての日本企業への魅力は低下し、今以上にイノベーションが生まれにくい環境となるため、さらなる経済成長力の低下が危惧されています。この他にも、高齢化率が上昇すれば、医療費を含む社会保障給付費が増加し、経済の鈍化により収入は増えない一方で、若年層の社会保険料の負担

が増えることとなります。

もう1点の深刻な課題は、日本の国際競争力の低下です。バブル期には世界第1位と言われた日本の国際競争力は、世界競争力年鑑2022によれば30年を経て63か国中34位まで順位を落としています。日本は、GDPの上では世界第3位の経済大国ですが、競争力という側面からみると危機的状況にあります。この30年間で欧米諸国に大きく溝を開けられたのはもちろん、アジア太平洋地域においてもマレーシアやタイにも劣っています。

その理由は、日本が社会の変化や科学技術の進歩に対応する力が低く、デジタルを使った先進技術を学び広めることが世界的に遅れ、ビジネスの効率性が低下していることが大きな要因の一つと言われます。また、日本企業の研究開発費は、アメリカや中国に比べるとかなり小さいものの、それでも世界3位の投資額となっており、世界的に高い水準ではありますが、企業の意思決定が遅いことや管理職の国際経験の乏しさから、研究開発の結果を活かせていないと言われています。

これら日本が抱える社会課題を前に、国民とりわけ若者の間には、日本が発展成長していくイメージを抱けず、自分の将来を見通すことができない漠然とした不安が蔓延しています。

【日本の可能性】

しかしながら、日本の企業にも画期的な技術やアイデアで成長を遂げている優れた企業は存在しており、地方からでも世界を相手に勝負を仕掛けていく新たな動きもあります。また、日本企業は、研究開発力の高さ、高品質の製品を生み出す技術力は依然として高い評価を得ています。さらに、半導体関連産業は中長期的に一層の拡大が期待され、積極的な海外投資により世界をリードできる可能性があります。特に日本企業もつ低炭素やカーボンニュートラルの技術、環境への投資は世界有数といわれ、日本だけでなく世界のGXに貢献できる大きな可能性を秘めています。

コロナ禍において、65歳以上の労働参加率の上昇が止まったことや水際対策の強化により外国人労働者が流出超過となったことで労働人口は減少していたものの、日本での就労を希望する外国人労働者にとって魅力ある制度を策定することにより外国人労働者が増加する可能性があります。そして、日本人女性が希望する子供の数は2.1人ともいわれ、育児や教育の金銭的負担を軽減できれば人口減を食い止められる可能性があります。さらに、コロナ禍で回復が遅れていたインバウンドや国内観光、イベント需要などが大幅に回復

してきており、円安により対内直接投資の呼び込みが後押しされ、地域経済が大きく活性化する可能性があります。

【日本 JC の可能性】

日本青年会議所の設立趣意書には、「相互の啓発と社会への奉仕を通じて、広く全世界の青年と提携し、経済社会の現状を研究して、その将来進むべき方向性を明確にし、経済界の強力な推進力となり、日本経済の発展に寄与する。」と明記されています。また、東京青年会議所の設立趣意書には「新日本の再建は、我々青年の仕事である」という志が立てられ、「国内経済の充実と国際経済との密接なる提携である。」と組織の運動の方向性が示されています。つまり、青年会議所は会員が相集い、相互の啓発と社会への奉仕を通じて、経済社会を学び、日本経済の発展に寄与する団体です。

だからこそ、時代の急激な変化とともに、変わりゆく「明るい社会の実現」の姿を定義し、大災害の発生やコロナ禍等においてもその歩みを止めることなく、社会課題を解決し、リーダーを育成してきました。そして、いつの時代も、青年は、ピンチをチャンスと捉え、変化を起こし続けてきました。少子化・高齢化・人口減少という先進国の抱える課題に対して、その社会構造を前提とした、新たな社会保障や税金、インフラ、社会制度の在り方を考え、次世代を考えた提言を行い、未来に向けて前向きに進むことができます。

【豊かさを実感できる社会】

今、日本が抱える様々な課題を前に、自分の将来を見通すことができず、漠然とした不安を抱いている国民に、豊かさを実感し笑顔になってもらうために、我々には何が必要なのでしょう。

私は、デジタル技術の駆使により労働生産性を最大限に上げることで国民の所得を増やし、安心して子供を産み育てる環境を創り出して人口減少率を低くすることが必要だと思います。そして、女性や外国人の労働環境を改善することで、新たな労働人口の構図を作り出すことを通して労働人口をできるだけ増加させることが重要です。さらには、高齢者や障害者等がいきいきと暮らすことのできる共生社会を実現すべきです。

労働生産性とは、投入された労働力がどれだけの付加価値を生み出すことができたのかを示す指標ですが、労働生産性が高くなれば、一人当たりの国民所得も高くなることを意味します。

そこで、AI や IoT など急速に発展するデジタル技術を駆使すれば、それぞれの業種の効率を上げて、労働生産性を高めて国民所得

を上げることができるだけなく、DXによって、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客体験の変革を図ることで新たな価値を創出し、競争上の優位性を確立することができます。結果として、デジタル田園都市構想でも掲げられているように、各地方に仕事を 作り、人の流れをつくることも可能となります。

だからこそ、青年会議所のメンバーも青年経済人として、デジタル技術でそれぞれの社業の業務効率や生産性を上げるだけでなく、それぞれの地域の発展のためにデジタル技術を利用し、さらには、地域の伝統や文化などの魅力を商業化できないか？という視点で地方創生に取り組む必要があります。

また、人口減少率を少なくする、いわゆる少子化を防ぐためには、結婚前の若者の雇用状況の改善、結婚を希望する人への経済的支援や子供の教育費の支援が考えられます。そして、労働人口をできるだけ増加させるためには、外国人労働者の受け入れはもちろん、働く希望をもつすべての人が働くことができる環境の整備が不可欠であり、中でも能力あふれる女性が産後、育児後も管理職に就労できる環境づくりは急務です。

さらに、健康な高齢者は、健康づくりや社会貢献、生きがいなどの理由から、地域や社会への高い参加意識をもっています。そのような高齢者の知識、経験を生かし、子供達を含めた多世代との交流ができるような、地域や社会に積極的に参加できるシステムづくり、支援が求められていると考えています。

3 世界における日本の役割

【和の心でもたらす世界平和】

日本は「和」の国と言われます。この「和」という言葉の源流は「古事記」に書かれている神話の世界に至りますが、人間と自然との「和」、人間と人間の「和」、国と国の「和」の3つの側面があります。

日本人は古来より、あらゆる自然物を崇拜し、この世に存在するすべての物に神が宿っていると考え、そうした無数の神々を「八百万の神」として崇める風習がありました。我々は、自然の恵みをいただき、自然に守られて生活しているからこそ、自然に対して慈しみの感情をもち、対峙せず共存していたため、人間と自然の「和」が成立していたのです。また、人間と人間の「和」とは、我々一人ひとりが、かけがえのない個性をもっており、その価値は平等であって、それらの個性が発揮された調和のとれた社会のことを示して

います。日本人は、自分が優位に立ち、自分の考えを押し通すのではなく、違いを認め、相手を受け入れる、思いやりの心をもって相手を理解しようとしてきました。

そして、この「和」の精神が世界に広がり、それぞれの民族や国家がそれぞれの分を守ったうえでその特性を発揮するとき、話し合いを重ねることで、世界平和が実現され、国と国の「和」が成立すると考えます。

昨年からはまったロシアによるウクライナ侵攻は今もなお続いており、世界を見渡してみれば 50 以上の地域で紛争や内紛が勃発しています。その原因は、貧困や宗教の違い、民族の違い、政権不安定など様々ですが、仮に互いに尊重し合い、対話を重ねていれば、これらの惨事は発生していなかったかもしれません。

青年会議所は全世界に国際的なネットワークを有しています。このネットワークを最大限活用して、世界中の青年のリーダーとともに、自分の幸せは他者とともに成り立つものであることについてより理解を深めていく必要があります。自分中心の考えを貫くために、他者を威嚇し、その存在を否定するようなことは到底許されないからです。

【日本企業・地域の世界進出促進】

コロナ前の 2019 年における訪日外国人旅行者の数は 3188 万人を超えていましたが、コロナ後の 2023 年 3 月には 180 万人を超え、急回復してきています。また、2023 年 1 月から 3 月における訪日外国人の個人消費額は 1 兆 146 億円と推計され、コロナ前の 9 割程度まで回復しました。

日本は、自然・文化・気候・食という 4 条件を兼ね備えた世界でも有数の国であり、日本各地の魅力を存分にアピールすることでインバウンドのさらなる経済効果が期待されています。そのような中で、眼鏡や刃物、革製品、漆器、日本酒など、日本の伝統工芸品を含む地域産業の製品がジャパニーズクオリティとして評価され、アメリカや中国への越境 EC は活発になってきています。

他方で、海外で売れる商材を有しているはずの中小企業であっても、そもそも自社が同商材を有していることに気づいていない、あるいは新しい販路の手法である EC におけるプロモーションについて何から始めていいかわからず、第一歩を踏み出すことができていない企業が多くあります。

だからこそ、青年会議所の国際的なネットワークを利用して、日本各地の魅力を世界に発信するとともに、EC を利用して日本の商

材の世界進出を促進していくべきです。

4 日本青年会議所の意義

【徹底した LOM 支援】

各地青年会議所の中には、会員数の減少や会員の在籍年数の短さに起因して、青年会議所としての運動を構築することが困難となり、さらには、組織としての存続自体が難しくなっているという問題を抱えている LOM があります。しかし、青年会議所は、各地域に存在する社会課題を解決し、各地域をより明るく豊かにしていく団体です。そして、長年に渡り、各地の社会課題を解決するリーダーを輩出し続けてきました。

その中で、日本青年会議所は、総合連絡調整機関としての原点回帰を図り、ブロック協議会、地区協議会による LOM 支援がより一層充実したものになるよう、各 LOM からの情報を収集し、原状を分析して各 LOM の抱える課題を明確にしてきました。

今こそ、日本青年会議所の有する LOM 支援の様々なツール、知識や経験を最大限に発揮し、中長期的な視点をもって、必要な地域に必要な規模の青年会議所が存続できるように、ブロック協議会や地区協議会と密に連携をして、徹底した LOM 支援を行う必要があります。

【パートナーシップの推進】

各地青年会議所において事業や例会を開催するためには、予算や人財が必要であり、メンバー数によっては、その予算、人財の確保が非常に困難な場合があります。

しかしながら、我々は、地域の社会課題を解決し、まちをより明るく豊かにするために、JC 運動を展開しており、各地域には、その理念に共感し協力を受けることができる、同じ志をもった企業や団体が多く存在しているはずです。

そのような企業や団体からメンバーを輩出することは困難であっても、事業や例会の開催に当たって協力をしていただき、地域を加速度的により良くしていく手法として、同じ志をもったあらゆる組織等とパートナーシップを締結することが有用だと考えます。

【時代に先駆けたブランディングの確立】

日本青年会議所は、これまでも We Believe や SNS を用いて、京都会議やサマコン、全国大会などの諸大会や運動、各地青年会議所の運動を対外に発信してきました。その目的は、全国のメンバーや

シニアの皆様はその運動を知ってもらおうことだけでなく、対外にも知ってもらい、今後の事業構築の協力依頼を円滑に進め、青年会議所のメンバーになりたい人を増やすことにあります。

JC しかなかった時代から JC もある時代と言われる今だからこそ、JC にしかない理念 と強み、そして魅力を私たち自身が深く理解し、そして、全国の LOM を巻き込んだ事業を行って多くの市民の皆様により広く知っていただくために、信頼感や共感によるブランディングを実践する必要があります。

5 最後に

「人間は未来がその手の中にあることを十分には理解していない」

多くの日本人が、未来に不安を抱き、明るい未来を想像することが難しくなっています。

しかし、私たちが不安に飲み込まれ、行動を起こすことをあきらめてしまえば、より 良い未来を次世代に渡すことは決してできません。

今を生きている私たちだけが、その未来を具体的につくることができるのです。

そして、この命と未来は、過去を懸命に生きた多くの方の命の先に存在しています。

さあ、誰もがもつ、素朴で純粋な親切心を呼び覚まし、今こそ、行動を起こそう。

私たち JC は、未来を変えることができる。

豊かさを実感し、笑顔あふれる日本に

Be proud of YOU.

Be proud of JAPAN.

公益社団法人日本青年会議所
東海地区 愛知ブロック協議会
2024年度 会長所信

2024年度 会長 中村尚人
(一般社団法人豊川青年会議所)

【はじめに】

私は、今を最高に楽しみ
JC に所属していることに心から誇りを持ち
愛知の未来にワクワクしています

どんな過去も、見方を変えることによって未来への糧となる。
どんな未来も、今この瞬間から始まっている。
今を素晴らしくできるなら、過去はかけがえのない価値となる。

過去-現在-未来
自分-家族-友人-恋人-仲間
33 会員会議所-愛知-東海-日本-世界

全てはつながっていて、つなげているのは「人」
それをつなげてくれた全ての方々とのご縁に感謝しています。

地域や社会の課題をただ、課題として捉えるのではなく、課題
に気づけていることをチャンスと捉え、それを解決できたら
どんな未来になるのだろうかというワクワクに変える。

そんなワクワクであふれたチームができれば、愛知の未来はも
っと楽しくなる！と私は信じています。

ワクワクであふれたチームを作るためには、たった一人のリーダーの行動から始まります。そのリーダーに一人のフォロワーが生まれ、やがて共感がつながっていくことで、仲間が増えていきます。

私は、地域の課題を可能性に変えるチームを作りたい。

【もっと楽しい愛知を未来につなげる縁 JOYNT！】

《ご縁》

JCの出会いは、つながりを感じる事が多く、出会いをご縁に変化させるパワーがあると感じています。

特に名刺交換の際、LOM名を伝えると「昔、〇〇君にお世話になりました！」と、出会ったばかりの方なのに、互いが「ご縁に感謝」している光景は皆さんも想像できるのではないのでしょうか。

私は、この「当たり前の光景」を「特別な瞬間」だと感じています。

JCにいるからこそ使えるこの「ご縁」は、まぎれもなく、長い時をかけてJCの先輩や仲間たちが紡いできたからあるのです。40歳まで使えるこの「ご縁への感謝」をさらに広げ、未来につなげよう。

《ENJOY》

人には辛い時、悲しい時、自分の無力さに打ちひしがれる時が必ずある。

その実現したい未来への思いが強ければ強いほど、その挫折は大きなものになる。

起こったことは変わらないが、見方は変えられる。どんな

状況でも見方を変えることで、自分に与えられた成長のチャンスへと変化させ、成長した自分の姿にワクワクしながらそのチャンスを楽しもう！

自分に期待して

全てを楽しもう！！

《JOINT》

時を超えて人から人へとつなげてくれた「**ご縁に感謝**」しどんな状況でも、見方を変えることで、成長した自分の姿にワクワクしながらチャンスを楽しもう！

あなたの楽しみながら成長する姿が、あなたの大切な人をさらに楽しくさせる！

楽しい場所に人は集まる！

「**ご縁への感謝**」と、全てを楽しもうとする「**ワクワク**」を原動力に

JC がもつ、人と人との「つながり」を最大限に活かして

もっと楽しい愛知を未来につなげよう

私たちが希望をもたらす変革の起点として

楽しみながら成長していく無数の輝く個性となり

時・人・世界との「つながり」をつなぐ架け橋になろう

もっと楽しい愛知を未来に

縁 JOYNT !

【家族・会社・社会にしあわせを広げるワクワクリーダーの育成】 時代に即した組織へ進化させるための3つの約束

- ・ 家族を大切にできる組織
- ・ 会社の成長につながる組織
- ・ 社会をより良くする組織

(2020 年度日本青年会議所 組織改革会議)

2020年度、日本青年会議所において一丁目一番地とされた「組織改革」は、上記3つの約束を「新たな組織の姿」として明確にしました。この年に始まった新型コロナウイルスの感染拡大によるパンデミックは、WEB会議導入などの変化を生み出し組織を進化させましたが、本来実現したかった本質的な組織改革による「新たな組織の姿」へのアップデートは、現在も継続しています。

最近、注目されている「人的資本経営」においても、人財を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、企業価値を持続的に向上させることを目的にしており、人に無関心で、アップデートされていない会社は、人に選ばれず「減ぶ」とも言われています。JCにおいても、会員減少が進むと同時に、会員の平均在籍年数が4年となり、経験の少ないメンバーが数多くいる状況だからこそ、今まで以上にメンバーの価値を最大限引き出し、組織をアップデートできる「新たなリーダーの育成」をすることで、家族・会社・社会にしあわせを広げるJCの「新たな組織の姿」を実現します。

家族・会社・社会から応援されるJCを、未来につなげよう！

人が成長するから組織が成長する

あなたの成長を、あなたの大切な人が待っている

アクションなくしてリアクションなし！

新たな仲間と共に、家族も、会社も、社会も、**縁 JOYNT!**

【可能性をつなげる縁 JOYNT 拡大】

私は高校サッカー部にて外部指導員をしており、その関係で生徒達がJCの事業に参加する機会があります。その「ご縁」は生徒達を成長させており、感謝しております。2021年度、愛知ブロック協議会の国際事業に参加した2名の生徒は、当時

の学びを活かし、現在海外で就職し活躍しています。

各地域にはそれぞれ異なる課題があり、33 会員会議所は、33 の異なる目的を掲げて活動していますが、最も共通する課題は会員拡大です。会員数の減少は組織運営に大きな影響を与えるだけでなく、JC の理念を見える化している「社会課題解決を実現する事業」の実施も厳しい状況です。

JC の出会いをご縁に変える力は、33 会員会議所の未来への可能性です。愛知ブロック協議会が、33 会員会議所から本当に必要とされるためには、数字を追い求める拡大ではなく、これからの未来を担う世代である高校・大学や企業との連携を進め「ご縁」を見える化することで、運動への参画を楽しみながら、JC の理念に共感した新たな仲間との「つながり」を広げる持続可能な仕組みを展開する必要があります。

高校教育の現場では、2022年4月より教科の垣根を越えて、生徒自身が自分らしさや将来の生き方について、自らテーマや課題を設定し、その目標に対して、他者と共に、試行錯誤しながら、能力や知識を養っていく「総合的な探求の時間」という新しい教育が始まっています。しかし「準備が大変」「時間の余裕がない」「教材づくりが難しい」といった教員への負担が大きいという課題を抱えているのも事実で、多様な価値観との「ご縁」を必要としています。

今こそ JC の出会いをご縁に変える力を躍動させる時です！
互いの課題をチャンスに変え、もっと面白い愛知を未来につなげよう！

人は集めるのではなく、楽しい場所に集まるものだから
もっと成長したいからJCに入会したい！
20 歳になったら、社会人になったら、JC で一緒に運動を起こしたい！

そんな自然と人が集まる JC になろう！

未来の多様性にあふれた可能性と縁 JOYNT！

【JCの可能性をフル活用した国際連携】

私は 2022 年に国際アカデミーに参加する機会をいただき、ブルキナファソ JC2023 年度会頭のマルーフ君とパディになりました。熱いモジュールへの参加や、楽しんで踊り明かしたナイトセッションなど「成長のワープゾーン」と言われる時間は、一瞬で出会いをご縁に変化させてくれました。休憩の時間には、お互いの家族をビデオ通話で紹介し合い「人類の同胞愛」が、いとも簡単に未来につながる JC の可能性に感動しました。しかし国際アカデミーを無事卒業し、一週間後の 2022 年 9 月 30 日テレビからの情報に耳を疑いました。

ブルキナファソにて軍事クーデターが発生。激しい銃声が上がり、政情が緊迫化。

いてもたってもいられず、マルーフ君に「無事か？」とメッセージを送ると「大丈夫。家族も無事だ。メッセージありがとう。」と友人の無事に安堵しました。今までの自分であれば同じニュースを聞いても、今回のような行動はしてなかっただろう。しかし世界の仲間との「友情」が生まれたからこそ、今までの自分には出来なかったアクションを自然にしていました。

国際アカデミーに参加したことで世界との友情を知り、改めて JC は国際団体であるということを確認しました。卒業した方々も含めたら、ものすごい数の仲間が世界中にいます。この世界中で偉大なことを成し遂げようと変革の最前線に立つ若きリーダーたちとの国境を超えたネットワークをフル活用することで、友情を起点とした JC にしかできないビジネスマッチングを、愛知ブロック協議会が愛知と世界をつなぐ「ハブ」となり実現していきます。

それを実現していく上で、私が大切と思っていることは、参加者が自国の歴史や文化、それぞれの地域の魅力を「心躍らせて発信できる状態」になっておくことです。人と人とのつながりが、未来には人と地域とのつながりまでも生み出してしまう「ワクワク」にあふれたビジネスマッチングの機会をつくり、JCの可能性をフル活用した国際連携を進めてまいります。

世界は身近で、世界は広い
世界の仲間と縁 JOYNT !

【命を守る防災】

2023年6月2日、東三河エリアを記録的豪雨が襲い、土砂崩れや車の浸水など甚大な被害をもたらしました。私の住む豊川市でも、39年間で経験したことのない惨状でした。近くを流れる豊川も朝から降り続く豪雨により危険水域に達しており、線状降水帯の影響により夜まで豪雨が続くとの事で、家族と妻の実家に避難しました。結果的に豊川の決壊は逃れ安堵したものの、家に戻ると町内の方々は誰一人として避難しておらず「もし豊川が決壊していたら」と考えるとゾッとしました。

BCP（事業継続計画）、防災協定など平時の準備は必要ですが、これらを発動させられるのは、私たちが「生き残って」からの事です。まずはご自身や家族、そして会社が生き残ることを考えてください。机上の空論ではなく、地に足の着いた「命を守る防災」が必要です。また、各地のJCは、社会福祉協議会等と防災協定を結び始めています。いざ、災害が起きた時にそれを確実に実行するためには、日々の緻密な打ち合わせや実際に想定した訓練などが必要です。

それを実現した上で33会員会議所メンバーが、人命救助等の基礎を身につけた防災リーダーへと進化し、県内JAYCEE総

防災リーダー化を実現することで、自分、家族、会社の仲間だけでなく、一人でも多くの命を救い愛知の未来を守ることできる JC に進化しよう。

大切な未来を守る縁 JOYNT !

【自分らしさを活かせるブロックアカデミー】

《JCI Mission》

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすためにリーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

2022年、世界会議香港大会の総会にて、JC がリーダーシップの開発と成長の機会をいかに重視しているかを正確に示すためにミッションが再定義されました。JC は、変化する世界に対応するリーダーを育成する組織であるということがより明確に示されました。

本年46年目を迎えるブロックアカデミーは、33会員会議所のリーダーを生み出してきた歴史あるリーダー育成プログラムであり、新たな仲間とのつながりを生み出す「ワクワクの宝庫」でもあります。この先も JC の運動を理解し、「自分らしさ」を活かして、仲間と共に楽しみながら成長できる機会が必要です。33会員会議所から、多くの個性が集まる特性を活かし、新たな仲間との「ご縁への感謝」を大切に、どんな出来事も仲間と支え合い、地域課題を可能性に変化させることのできるリーダーとして一步を踏み出そう！

人は集めるんじゃない 楽しい場所に集まる！

さあ自ら楽しもう！

新たな仲間と縁 JOYNT !

【運動が起こるワクワク広報支援】

JC の運動は全て「社会の課題を解決することで、持続可能

な地域を創ること」を誓っています。2019年度に、私がLOMの委員長として社会課題を解決すべく上程した議案書は、「正しい手法ではあるがワクワクしない」という意見により0ベースとなってしまいました。なんとか審議通過し開催した事業は、正しいと思っていた当初の内容とは大きく変わりましたが、本当に多くの方々のサポートのおかげで3,000人ももの来場者があり大成功でした。この時の学びは、「ワクワクする運動だったからこそ3,000人の来場者につながった」という事です。

どんなに正しい情報でも、伝わらなければ価値がない

私たちが行う運動は、全て社会課題を解決するために、一人でも多くの人に伝わり巻き込んでこそ、初めてその価値を発揮します。社会課題に対する現状を早く正確に伝えることが大切な時もありますが、現実の中にある理想の姿への小さな一歩である「ワクワク」が伝わることで、感情が動き、行動し、やがて運動が起こり社会課題を解決することができます。そして33会員会議所の支援を任務とする愛知ブロック協議会として、33会員会議所が実施する事業が、より多くの方々に伝わるよう積極的な広報支援や実践の共有を展開します。

運動が起こるワクワク広報支援で

一人でも多くの人に伝わる縁 JOYNT！

【もっと楽しい愛知を未来へつなげるブロック大会】

2021年は愛知ブロック協議会として、2022年は主管 LOM としてブロック大会がまちにもたらすパワーを目の当たりにしてきました。

ブロック大会には、全ての「縁 JOYNT！」があふれている。

期待と不安の両方を抱えて立候補した主管LOMをはじめとする担当エリア

共に愛知の未来をより良くしようと走り抜けた、志同じうする33会員会議所

仲間と共に1年間アクションした運動の集大成を刻む愛知ブロック協議会

ブロック大会を陰で支えるスタッフ

もっと楽しい愛知の未来をつなげる、愛知の可能性である高校生・大学生・企業

まさに33会員会議所のメンバーが集結する絶好の機会への感謝を、おもてなしの心で表現する市民・行政

誰か一人かけてもダメで、みんなが主人公

もっと楽しい愛知を未来につなげるために「今」を全力で楽しもう

地域の課題をチャンスに変える、全ての「縁JOYNT!」であふれたONE TEAMとなり

もっと楽しい愛知を未来につなげよう!!

ONE TEAM で縁JOYNT!

【終わりに】

恥ずかしながら私は、高い志をもってJCに入会した訳ではなく、同級生の誘いを断り切れず入会し、入会当初は例会に参加できる時のみ参加する程度でした。2年目に出向した愛知ブロックアカデミー委員会での参加は1回のみ。積極的に参加するメンバーを見て「なんであんなに楽しそうなんだろう」と、自分とのモチベーションの差を悲観していました。

しかしそんな自分を劇的に変えた「奇跡の瞬間」は、ありません。

ではなぜ「今」の自分があるのか。

それは JC を通して出会えた方々が、そんな自分でも「参加できる時でいいから参加してね」とか、顔を出しただけなのに「来てくれてありがとう！」と言って、こんな自分を歓迎してくれました。そんな「仲間の成長」を大切にされる方々との「ご縁への感謝」の積み重ねが、少しずつ少しずつ自分の気持ちをポジティブに変え、いただいた数えきれない「ご縁への感謝」を未来につなげたいと、心から思える「今」の自分へと成長させてくれました。

JC には、出会いを「ご縁」に変化させるパワーがある。

そのパワーを生み出すのは、JC に関わった全ての「人」です。

その JC に関わった全ての「人」こそが、JC にしかない特別な価値です。

愛知ブロック協議会は、本年で発足から66年目を迎えます。地域の未来を信じ、英知と勇氣と情熱をもって今日の愛知ブロック協議会を築き上げていただいた先輩諸兄姉、そして日頃から当協議会に多大なるご支援、ご協力頂いている地域の皆様や関係諸団体の皆様への感謝と尊敬を胸に、受け継いだ「つながり」を次代につなげていくため、全力で楽しみながら運動に邁進していきます。

未来をつくる「今」というこの瞬間から

出会う全ての方々へ「恩送り」の精神を大切に

最高の仲間と共に「ご縁への感謝」と

全てを楽しもうとする「ワクワク」を原動力に

メンバーの個性をチームの強みとして最大限活かし

もっと楽しい愛知を未来につなげよう

縁 JOYNT !

一般社団法人小牧青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小牧青年会議所(Komaki Junior Chamber Incorporated)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県小牧市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済、社会、文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経済、社会、文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業
 - (2) 市民、青少年等のための社会奉仕及び指導者の訓練に関する事業
 - (3) 住みよい街づくりのための環境改善に関する事業
 - (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所その他諸団体との連携に関する事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、愛知県小牧市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県小牧市及びその周辺に居住又は勤務する満20才以上満40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に満40才に達した場合は、その年度内は正会員の資格を有するものとする。
- (2) 特別会員 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者をいう。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のある者で、理事会において承認された者をいう。
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において承認された者をいう。

(会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 会員は、この定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする個人、法人又は団体は、所定の賛助会員入会申込書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項、第2項の申込みを受けた時は、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、総会において別に定める規定により、入会金及び年会費を納めなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める規定により、会費を納めなければならない。

3 名誉会員は、会費を納める義務を負わない。

4 賛助会員は、総会において別に定める規定により、年会費を納めなければならない。

5 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(休会)

第11条 この法人の活動に参加できない会員は、総会において別に定める規定により、休会することができる。

2 前項の規定により休会する会員は、休会中であっても会費は納めなければならない。ただし、金額については、総会において別に定める規定により一部を減免することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 破産法の規定による破産手続又は民事再生法の規定による再生手続若しくは会社法の規定による特別清算の開始の申立があったとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(7) 解散したとき。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1)この法人の名誉を汚し、又は信用を失わしめるような行為があったとき。
- (2)この定款その他の規程に違反したとき。
- (3)総会の決議に違反する行為があったとき。
- (4)会費納入義務を著しく履行しないとき。
- (5)総会又は例会への出席義務を著しく怠ったとき。
- (6)前各号に掲げるもののほか、会員として適当でない認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員として一切の権利を失い、既に納入した会費の返還、その他この法人に対してなんらの請求をすることができない。

第3章 総会

(総会の種類)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の構成)

第17条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3)事業報告及び会計報告の承認
- (4)理事及び監事の選任及び解任
- (5)次に掲げる規定の制定、変更及び廃止
 - ①役員選任の方法に関する規定
 - ②会費及び入会金に関する規定
 - ③その他この法人の運営に必要な規定
- (6)会員の除名
- (7)この法人の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分方法
- (8)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

- (9) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎年1月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (3) 総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき。

(総会の招集)

第20条 総会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号及び第3号に規定する場合にあっては、その決議又は請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、この正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知をすることができる。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数及び議決)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立する。

3 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議決事項の通知)

第24条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を正会員に書面又は電磁的記録で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した正会員のうちから当該総会において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともにこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面又は委任により議決権を行使した者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

第4章 役員等

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名以上3名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 11名以上17名以内2

(5) 監事 名

(役員資格及び選任)

第27条 役員は、この法人の正会員でなければならない。ただし、監事については、この限りではない。

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事候補者及び監事候補者の選定にあたっては、総会において別に定める規定による。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、三親等内の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどる。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
- 5 副理事長及び専務理事を、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、それ以外の者を業務執行理事に加える場合には、理事会の承認を受けなければならない。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。

- (1) 理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して業務の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときには、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。

2 監事は、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 総会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (2) 理事がこの法人目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(役員任期及び報酬)

第30条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第26条で定めた員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

5 役員は無報酬とする。

(役員の辞任及び解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の著しい義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長)

第32条 この法人に直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。

3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。4 直前理事長の任期は、第30条第1項の規定を準用する。

(顧問)

第33条 この法人は理事長が必要と認めた場合、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(責任の免除等)

第34条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限度契約 3 次

の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委任された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項
(理事会の種類及び開催)

第37条 この法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から 2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第40条 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立し、その決議は、出席理事の過半数をもって決する。

2 議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わるのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。

3 理事長が理事会を欠席した場合においては、前項の規定中「理事長」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

4 理事会の日(前条の規定により理事会の決議があったものとみなされた日を含む。)から10年間、第1項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面をその主たる事務所に備置かなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第43条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。3

例会は、主として正会員をもって構成する。

(委員会の設置)

第44条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、委員会を置く。

(委員会の構成等)

第45条 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上3名以内及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て理事長がこれを任命する。

第7章 会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産構成)

第47条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 入会金

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 資産の管理方法は、理事会の決議を得て理事長がこれを定める。

(会計原則及び区分)

第49条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣習に従うものとする。

2 この法人の会計は、事業年度ごとに実施事業等と収益事業等とに区分して経理しなければならない。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経理は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、当該事業年度の翌年の定時総会開催日の7日前までに監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 この法人は、前項の承認後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする場合も同様とする。

第8章 管理

(事務局)

第54条 この法人は、その事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第55条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿
- (4) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (5) 事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までの書類は、一般の閲覧に供するものと

- する。
- 3 会員は、第1項各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができる。
- 4 理事長は、会員が前項の規定により閲覧を求めたときは、正当な理由がない限り、これを拒むことができない。
- 5 第1項各号の帳簿及び書類は、法令又はこの定款に定めがあるものを除き、事務局に5年間備え置くものとする。

第9章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第58条 この法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(合併等)

第60条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第61条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって解散することができる。

(残余財産の処分)

第62条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、この法人類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイ からトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(清算人)

第63条 この法人の清算に際しては、理事が清算人となる。

(解散後の会費の徴収)

第64条 この法人は、解散後においても清算結了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員から徴収することができる。

第11章 雑則

(施行規則等)

第65条 理事長は、この法人の事業の運営を円滑にするために、総会の決議を経て諸規定を別に定めるほか、理事会の決議を経て施行に関する規則を定める。

附則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第121条により準用される第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条により準用される第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は中野康孝、業務執行理事である副理事長は上田元、及び芳村暢昭、並びに専務理事は水野雅尚とする。

附則(2022年12月12日変更)

- 1 本定款の変更は、令和5年1月1日から施行する。

一般社団法人小牧青年会議所運営規定

(目的)

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織・運営等に関する事項を定める。

(役員の仕事)

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

1 理事長

- (1) 本会議所を代表して対外的な発言をし、すべての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会および理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使および意見の発表を行う。

2 副理事長

- (1) 理事長との連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 会務ならびに総務を分担し各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

3 専務理事

- (1) 総務財政に関する事務管理を行い、本会議所の運営を円滑にならしめる。
- (2) 対外的庶務に関する事項の処理を行う。

理事

- (1) 本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つ、その成果を確認して、議事録又は報告書を一週間以内に担当副理事長をへて、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義を生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

(例会)

第3条 例会は、毎月第2火曜日に開催する。

- 2 前項の例会日は、理事会の決議により変更することができる。

(定例理事会)

第4条 定例理事会は、第1火曜日に開催する。

(室、室長)

第5条 定款の目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために室を置くことができる。

- 2 室長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 3 室長は、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

(委員会)

第6条 定款第44条の規定に基づき、総務委員会、広報委員会、会員開発委員会、会員交流委員会、国際関係委員会、指導力開発委員会、社会開発委員会、青少年開発委員会、経営開発委員会、渉外委員会等を理事会の承認をへて設置することができる。

2 理事長が必要と認めた場合、理事会の議決により特別な委員会を設置することができる。

3 委員会は、副委員長の他に幹事を置くことができる。

(委員会分掌)

第7条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - イ 事務局および財務管理
 - ロ 総会、理事会および例会開催に関すること
 - ハ 会費の徴収に関すること
 - ニ 会員名簿の完備に関すること
 - ホ 褒賞、表彰および慶弔に関すること
 - ヘ 事業計画書・事業報告書・収支予算および収支決算書等の総会議案書作成に関すること
 - ト 定款及び諸規定に関すること
 - チ 物品備品の保管および管理に関すること
 - リ 各委員会の連絡調整事務および他委員会に属しない事項
- (2) 広報委員会
 - イ 会報の発行に関すること
 - ロ 日本青年会議所および各地青年会議所との情報交換に関すること
 - ハ 青年会議所活動の対外的PRおよび報道関係への連絡に関すること
 - ニ その他広報活動に関すること
- (3) 会員開発委員会
 - イ 会員の入退会に関すること
 - ロ 出席率の掌揮および向上に関すること
 - ハ 新入会員の指導に関すること
 - ニ 会員名簿の作成に関すること
- (4) 会員交流委員会
 - イ 会員相互の親睦と友情に関すること
 - ロ 各地青年会議所との交流および交歓に関すること
 - ハ 家族会の開催および会員家族間の親睦をはかること

- ニ 各種会合への参加奨励に関すること。
 - (5) 国際関係委員会
 - イ 日本JC国際関係委員会の各カテゴリーの実施と促進
 - ロ 各国LOM間との国際親善および連絡提携
 - ハ JCI各国国際会議への参加奨励とその準備
 - ニ 各メンバーに対する国際的視野の涵養に寄与する事項の実施とその促進
 - ホ その他国際関係に関する事項の処理
 - (6) 指導力開発委員会
 - イ 自己啓発および会員訓練に関すること
 - ロ 産業および経済事情の研究に関すること
 - ハ 指導力開発の手法に関する研究
 - (7) 社会開発委員会
 - イ 地域社会に関すること
 - ロ 社会福祉に関すること
 - ハ 交通および公害問題に関すること
 - ニ 国家および社会問題に関すること
 - (8) 青少年開発委員会
 - イ 青少年の不良化を防止し健全育成の推進を計る
 - ① 家庭教育の問題(幼児対策)
 - ② 学校教育の問題(小中高生徒対策)
 - ③ 社会教育の問題(勤労青少年対策)
 - ロ 青少年問題のメンバーの意識の高揚を計る
 - ハ 青少年問題に関係ある諸団体との連絡調整を計る
 - ニ その他青少年問題に関する事項
 - (9) 経営開発委員会
 - イ 経済問題に関する研究及び調査
 - ロ 地域経済の活動促進
 - ハ 他の経済団体との連携ならびに共同事業
 - (10) 渉外委員会
 - イ 出向者に関すること
 - ロ 関係諸団体との連絡等に関すること
 - ハ その他渉外に関すること
 - 2 各委員会の職務分掌は理事会の承認をへて変更することができる。
 - 3 第1項以外の委員会の職務分掌は理事長が理事会の承認を得て決定することができる。
- (表 彰)
- 第8条 本会議所における表彰は、青年会議所運動に顕著な業績のあった個人団体および委員会とする。

(委 任)

第9条 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

2 本規定に定めるものの他、本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は昭和47年4月29日から施行する。
- 2 この規定は、(一部改正)昭和48年1月28日より実施する。
- 3 この規定は、(一部改正)昭和49年8月24日より実施する。
- 4 この規定は、(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 5 この規定は、(一部改正)昭和55年1月20日より実施する。
- 6 この規定は、(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 7 この規定は、(一部改正)昭和59年12月9日より実施する。
- 8 この規定は、(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 9 この規定は、(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 10 この規定は、(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

一般社団法人小牧青年会議所会員資格規定

(目的)

第1条 本規定は、本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を定める。

(入会)

第2条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の推せんを受け所定の入会申込書(様式1)を提出しなければならない。

(推せん資格)

第3条 前条の推せん者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 入会后満1ケ年以上経過している者。
- (2) 被推せん者に対して、1ケ年間の義務履行の連帯保証をできる者

(審査)

第4条 理事長は、入会資格を会員開発委員会に委託する。

- 2 会員開発委員会は、推せん者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。
- 3 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

(入会金等)

第5条 正会員として入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に入会金等の納入をしない場合はこの限りでない。

- 2 特別会員、名誉会員、賛助会員として承認された者は、理事会の承認をもって、それぞれ特別会員、名誉会員、賛助会員となる。
- 3 定款10条に定める入会金並びに年会費とは次のとおりとする。

正会員	入会金	金	10,000円
	年会費	金	120,000円
特別会員	終身会費	金	15,000円
名誉会員			0円
賛助会員	年会費	金	15,000円

- 4 本会議所の運営に必要な場合は總會の承認をへて、特別会費を徴収することができる。
- 5 正会員の年会費は、入会が承認された年度に限り、4月1日から6月30日までに入会が承認された場合は第3項記載の金額の4分の3の額、7月以降に入会が承認された場合は第3項記載の金額の2分の1の額とする。

(会費の納入)

第6条 定款第10条に定める年会費は、毎年1月末日までに納入するものとする。ただし、会費を1月末日と4月末日までの2期に分納することができる。

(会員失格)

第7条 定款第14条の(1)(4)に定める行為があったときは、担当

委員会が実情を調査して理事会に報告する。

- 2 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は、勧告を行い理事会に報告しなければならない。
- 3 総会及び例会に対して、欠席(委任状出席を含む)が連続して3回に及んだ会員の所属委員長と推薦者は、当該会員に対し勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は、理事会に報告する。
- 4 前項により報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により理事会勧告を行う。
- 5 理事会勧告を受けた当該会員は、次回理事会に出席し、報告しなければならない。
- 6 5項を履行しない場合は、その処分方法等を理事会において決議する。

(休 会)

第8条 病気または海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中であっても、会費は全額納入しなければならない。

- 2 前項の規定により休会を申請する会員は、遅くとも休会を希望する月の前月の定例理事会までに休会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項、第2項の規定により、事業年度の途中で休会した会員に対しては、既に納入した会費は返還しない。
- 4 第1項但書及び第3項の規定にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれにも該当する場合には、理事会の決議により、年会費の1/2の割合を上限として、会費の減免をすることができる。

(1)休会の理由が次のア、イのいずれかに該当すること
ア 疾病、障害により6ヶ月以上に亘る療養が必要であること

イ 女性会員が妊娠、出産を理由として休会が必要であること

(2)休会期間が、休会を申請した翌年の1月1日から1月31日までの1年間であること

(3)休会届が、遅くとも休会を希望する事業年度の前年度の12月定例理事会までに提出され、理事会で承認されること

(特別会員)

第9条 定款第6条第2号の有資格者で特別会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出し特別会員となることができる。

- 2 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(名 誉 会 員)

第10条 正会員以外で、本会議所の発展に功績のあったものを、理事会

の推薦により名誉会員となる。

- 2 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(賛助会員)

第11条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを希望する個人、法人及び団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

2 賛助会員となることを希望する個人、法人及び団体は、所定の申込書を理事会に提出する。

3 賛助会員は、本会議所から退会しようとするときは、所定の退会届を理事会に提出する。

4 賛助会員は、本会議所の開催する総会、理事会、例会にオブザーブできる。ただし、一切の表決権及び選挙権を有しない。

(委任)

第12条 本規定に定めるものの他、本会議所会員資格に関する必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

- 1 第3条の1項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日から実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和54年8月26日から実施する。
- 5 この規定は(一部改正)昭和55年1月20日から実施する。
- 6 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日から実施する。
- 7 この規定は(一部改正)昭和63年12月6日から実施する。
- 8 この規程は(一部改正)平成12年12月6日から実施する。
- 9 この規程は(一部改正)平成14年12月10日から実施する。
- 10 この規程は(一部改正)平成17年12月15日から実施する。
- 11 この規程は(一部改正)平成19年12月11日から実施する。
- 12 この規程は(一部改正)平成25年1月4日から実施する。
- 13 この規程は(一部改正)令和5年1月1日から実施する。

一般社団法人小牧青年会議所役員選任の方法に関する規定

第 1 章 総 則

第1条 本会議所定款27条に定める役員選任の方法は本規定の定めるところによる。

第 2 章 選考委員会

第2条 選考委員の選出は毎年6月中の例会に於いて選出された5名と本年度理事長及び本年度理事長指名3名をもって構成し、役員を選出し総会の承認を得る迄責に任ずる。即ち

- (1) 当該年度理事長1名
- (2) 理事長指名者3名
- (3) 選挙による選出者5名

第3条 選挙の行われる当該年度の6月1日現在の正会員は、選考委員の選挙権を有する。但し、当該年度の5月31日までに会費の納入を遅滞している者を除く。

第4条 第2条(3)に基づく選挙により選出される選考委員は第2条(2)による3名の選考委員以外の当該年度の1月1日現在の正会員の中から選出される。

第5条 委員の選出は6月例会出席会員の3名連記による無記名投票による上位5名を選出する。但し、同得票の場合は年長の順に選ぶものとする。

第6条 選考委員会の委員長は本年度理事長がこれにあたる。

第7条 選考委員会は7名以上の出席をもって成立しその議決に関しては、出席委員数の過半数の同意を要し可否同数のとき委員長がこれを決する。

第8条 第2条(2)に基づく理事長指名による選考委員は次の各項に準拠し、理事会の示認を経て理事長が指名する。

- (2) 現在正会員で本会議所に3ヶ年以上連続して在籍し過去3ヶ年間の総会理事会及び例会の出席率が平均60%以上でかつ前年の出席率も60%以上たる事を要する。
- (3) 本会議所の役員を、満1ヶ年以上経過したもの。

第 3 章 理事長、理事、監事の選出及び指名

第9条 次年度理事長、理事5名及び監事2名は選考委員会によって、選出し、その他の理事は、次年度の理事長が選考委員会の承認を経て指名する。

第 4 章 副理事長の指名

第10条 次年度理事長は、次年度理事の中から副理事長を指名する。

第 5 章 総会の承認

第11条 理事長は次年度の役員決定を理事会に報告し、定款第27条の規定により、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 選挙管理委員会

第12条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから理事長が、理事会の承認を得て、毎年5月30日までに、指名して選任する。委員に欠員が生じた場合には、前項に準じ理事長が指名して補充する。

第13条 選挙管理委員の任期は、3ヶ月とする。但し、理事会の決議により、任期を延長することが出来る。

第14条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関し責に任ずる。

第15条 選挙管理委員会は、4名以上の委員の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長がこれを決する。

第 7 章 役員補充選出

第16条 本規定によって、選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたとき、当該年度理事長が理事会の議を経て、正会員の中より指名し補充する。

附 則

- 1 第7条の各項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 本規定は、昭和47年4月29日より実施する。
- 3 本規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 本規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 本規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 6 本規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

一般社団法人小牧青年会議所庶務規定

第 1 章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定する。

第 2 章 事 務 局

第2条 事務局には、事務局長を置き、事務局長は、事務局の統轄、管理にあたる。

2 事務局長は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

第3条 総会及び理事会の議事録は、事務局長が之を作成し、事務局に備えつけるものとする。

第4条 事務局は、事業年度毎に、次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

- ① 本会議所の定款並びに諸規定
永久保存
- ② 総会及び理事会の議事録
永久保存
- ③ 本会議所内部の文書綴
5年間保存
- ④ 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴
1年間保存
- ⑤ 本会議所会綴
1年間保存
- ⑥ 事務局日誌
3年間保存
- ⑦ 受発信簿
1年間保存
- ⑧ 前項に属さない文書
1年間保存

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第 3 章 会 計 経 理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は、次の通りとする。

- (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算書類及び諸表(貸借対照表、収支決算書、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)
- (3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条 金銭の出納は会計理事が責任管理し、次の証拠をそろえて、起票し、期日順に、整備するものとする。

- (1) 収入については、発行した領収書控
 - (2) 支出については、受領した領収書
 - (3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払い証明書
- 第8条 出納は、つとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし、理事長印を使用する。
- 第9条 予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用する事に努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書証拠及び関係書類を揃え、捺印の上、理事長に提出しなければならない。
- 第10条 会計担当の理事は、決算にあたって、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は、原則として、各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。
- 第11条 余計諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。
- (1) 決算書類
永久保存
 - (2) その他の会計書類
5年間保存

第 4 章 慶 弔

- 第12条 会員の慶弔に関しては、次の基準により、慶弔慰金若しくは、記念品を贈る。
- (1) 正会員の結婚
5,000円
 - (2) 正会員の死亡
50,000円および生花一對
 - (3) 正会員の長期に亘る傷病
3,000円
 - (4) 正会員の配偶者の出産(第1子のみ)
3,000円
 - (5) 正会員の子及び両親の死亡
5,000円及び生花一基
 - (6) 特別会員の死亡
10,000円
 - (7) 直近10年内卒業の特別会員の子及び両親の死亡
5,000円及び生花一基
 - (8) 歴代理事長の子及び両親の死亡 5,000円及び生花一基
 - (9) 以上の他必要と認めるとき正副理事長の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

第 5 章 旅 費

- 第13条 理事長の銘じた事務局員の公務出張に対しては、次のとおり旅費を支給する。
- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(用務の都合により、普通急行料金を加算する)
 - (2) 宿泊料は、実費相当額
 - (3) 日当は一日 3,000円
- 第14条 理事長の命じた会員の会務出張に対しては、理事会の議を経て、前条に準じた旅費を支給する事が出来る。
- 第15条 本規定に定めるものの他、本会議所庶務に関する必要な事項は、理事会において決定する。

第 6 章 基 金

(基金の目的及び積立)

- 第16条 本会議所は、恒久的運営をはかるために、財政的基礎を確立することを目的として、入会金を積み立てJC基金とする。
- 1 本会議所は、福祉事業、及びまちづくり事業、又は災害発生時に使用することを目的としてJOYBOXの積み立てをJOYBOX基金とする。
 - 2 寄附金及びその他の臨時的収入は基金として積み立てることが出来る。

(基金の使途)

- 第17条 基金は、原則として資産となるものに使用し、経常費には使用しない。

(基金の運用)

- 第18条 基金の運用は、理事会で決議し、総会に報告する。
- 2 基金から生じた利益は、経常費として使用することを妨げない。

附 則

- 1 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 2 この規定は(一部改正)昭和52年1月24日より実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 この規定は(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 6 この規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 7 この規定は(一部改正)平成17年12月15日より実施する。
- 8 この規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。
- 9 この規程は(一部改正)令和5年1月1日から実施する。

一般社団法人小牧青年会議所事務局職員規定

第 1 章 総 則

第1条 この規定は一般社団法人小牧青年会議所（以下「会議所」という）事務局職員（以下「職員」という）の職務について定めたものである。

第2条 この規定において職員とは第2章で定める手続きにより採用された者をいう。

第 2 章 採 用

第3条 職員として就職を希望する者は、履歴書、その他理事長が必要と認める書類を提出し理事会の承認を受けなければならない。

第4条 新たに採用された者は、遅滞なく身元保証書、その他理事長の指定する書類を提出しなければならない。

第5条 職員の雇用契約期間は、1年以内で採用の都度、定める。

第 3 章 勤 務

第6条 勤務時間は、別に定める他午前10時から午後3時までとする。（月～金）

第7条 休憩時間は1時間とし、午後0時から午後1時までとする。

第8条 (1) 休日は土・日曜日、国民の祝日並びに1月1日～4日及び12月29日～31日までとする。
(2) 業務の都合上やむを得ない場合は、前項の休日を他の日と振り替える事がある。但し、日曜に対する代休日はその週のうちに与える。
(3) 上記の他に会議所の指定する休日及び早退を与えることがある。

第9条 業務の都合によりやむを得ない場合には第6条の就業時間の他に早出または残業を命ずることがある。

第 4 章 服 務 規 程

第10条 職員は、特に下記事項を厳守し、誠実に勤務しなければならない。

- (1) 本規定及び本会議所の定める諸規程を守り事務局長の指示に従って、職場の秩序を保持すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を厳守すること。
- (3) 会見その他に対し、親切丁寧を旨とし、誠意を持って対応すること。
- (4) 理事長の許可なくして、他の業務を兼ねまたは商業その他の業務を営まないこと。
- (5) 本会議所または職員として信用を傷つける等職員たるにふさわしくない行為をしないこと。

- 第11条 遅刻または早退、もしくは私用外出のために就業時間中勤務を離れるときは、事務局長の許可を得なければならない。
- 第12条 (1) 病気その他やむを得ない事由によって欠勤するときは、その理由と日数を事前に、もしその余裕のない場合は事後遅滞なく届出しなければならない。
(2) 病気欠勤7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 第13条 第3条または第4条により提出した書類の記載事項に変更を生じたとき、その他身上に異動があったときは、その都度すみやかに届出なければならない。

第 5 章 賃 金

- 第14条 職員の賃金については別に定める。

第 6 章 退職及び解雇

- 第15条 職員が次の各号に該当するときは退職するものとする。
(1) 自己の都合により退職を申し出て、理事会が認めたとき。
(2) 雇用期間が満了したとき。
(3) 死亡したとき。
- 第16条 退職を希望する者は、事由を具した退職願を退職予定日の30日前までに提出しなければならない。
- 第17条 職員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認をもって解雇する。
(1) 虚弱・疾病その他精神または身体に支障があつて、職務に堪えられないと認めるとき。
(2) 業務能力、または業務成績が著しく不良のとき。
(3) 業務上の指示、命令に従わないとき。
(4) 雇用契約に違反したとき。
(5) その他前各項に準ずる理由があり、職員として不適格と認めるとき。
(6) 懲戒事由に該当するとき。

第 7 章 懲 戒

- 第18条 (1) 職員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会はその情状に応じ譴責、減給または懲戒解雇の処分をする。
1 本規定及び雇用契約に定める職員として義務に違反したとき。
2 刑事上の訴訟を受け、有罪の判決が確定したとき。

- (2) 譴責は、始末書をとり将来を戒める。
- (3) 減給は、労働基準法の範囲で行う。

第 8 章 委 任

第19条 本規定に定めることその他、事務局職員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

付 則

- 1 この規定は、平成8年11月1日からこれを実施する。
- 2 この規定は、平成25年1月4日からこれを実施する。

一般社団法人小牧青年会議所名称使用等に関する規定

(目的)

- 第1条 この規定は、一般社団法人小牧青年会議所(以下「本会議所」という)が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときの名称の表示及び形式等の適正化を図ることを目的とする。

(名称の表示)

- 第2条 本会議所が、他の団体等との関係において表示する本会議所の名称は、一般社団法人小牧青年 会議所(英文名 KOMAMI JUNIOR CHAMBER INCORPORATED)とする。
- 2 会議、室及び委員会は、他の団体等との関係において本会議所の名称にそれらの名称を付して表示してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

(名称の使用)

- 第3条 本会議所が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときは、本会議所の当該 責任者は、形式及び内容等を記載した書面を理事長へ提出してその許可を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の使用を許可しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。
- (1) 財政的支出を伴わないもの
 - (2) 従前と実質的に同一の内容で継続するもの
 - (3) 理事長は、前項但書により第1項の使用を許可したときは、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

(名称の形式)

- 第4条 本会議所が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。
- (1) 共催・他の団体等が主催者となり、かつ本会議所も主催者となることをいう。
 - (2) 後援・他の団体等が主催者となり、資金などを伴わず支援することをいう。
 - (3) 協賛・他の団体等が主催者となり、資金などを伴い支援することをいう。

- (4)協力・・・他の団体等が主催者となり、資金などを 伴わずに間接的に支援することをいう。

(本規定の準用)

第5条 本会議所が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規定を準用する。ただし、発起人となるときは第3条第2項但書を準用しない。

- (1)発起人・・・本会議所が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。
- (2)加盟・・・本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加又は加入することをいう。
- (3)出向・・・本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会議所の役員等を派遣することをいう。

(委 任)

第6条 本規定に定めるものの他、本会議所名称使用に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成25年1月4日から施行する。

一般社団法人小牧青年会議所ホームページ公開規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人小牧青年会議所のホームページ公開に際して、その内容の取り扱いに関する事項及び会員の個人情報の保護に関する事項を規定するものである。

(定義)

第2条 この規定において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとよるものにする。

- (1) ホームページとは一般社団法人小牧青年会議所が定めるサーバー内にある一般社団法人小牧青年会議所のホームページをいう。
- (2) 個人情報とは構成員及び関係者の住所、電話番号、生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書と共に用いる氏名は除く。
- (3) 会員とは一般社団法人小牧青年会議所の定款6条で定める会員をいう。

(ホームページ公開の基本)

第3条 ホームページ公開の趣旨は、一般社団法人小牧青年会議所の運動及び活動を一般に広報すること、会員相互の情報の交換の場とすることであり、公開にあたっては一般社団法人小牧青年会議所の品格、立場を貶めないよう考慮し、又、会員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

(著作権)

第4条 一般社団法人小牧青年会議所のホームページに掲載された情報の著作権は、すべて一般社団法人小牧青年会議所に属する。

(責任者及び責任範囲)

第5条 理事長は、一般社団法人小牧青年会議所の定めるサーバー内にある、一般社団法人小牧青年会議所のホームページに掲載されたすべての情報について責任を負う。

(ホームページ責任者)

- 第6条 理事長は、ホームページの適正運営を図るため、ホームページ責任者を選定し、理事会の承認を受けるものとする。
- 2 ホームページ責任者は、会員の意見を採り入れながら、ホームページの作成の指揮を行う。
 - 3 ホームページに公開する情報のすべては、ホームページ責任者の許可を受けなければならないものとする。削除、修正、追加についても同様とする。

(個人情報の掲載)

- 第7条 個人情報は、原則として掲載しないこととする。ただし、ホームページ責任者が、必要と判断した場合においては、本人の同意を前提として掲載することができるものとする。

(リンク)

- 第8条 ホームページに対する第三者からのリンクおよび第三者のページへのリンクは、一般社団法人小牧青年会議所に損害を与えるものでない限りとし、一般社団法人小牧青年会議所の立場、及び、それによる効果を十分配慮する。また、有害情報等が含まれると判断されたページのリンクは、設定しないものとし、理事会の承認を受けるものとする。

(既公開情報の修正、削除要求)

- 第9条 ホームページ上に既公開されている情報について、会員並びに関係者から修正、削除要求が出され、それについて定款第37条にもとづく理事会の賛成議決があった場合、ホームページ責任者は、要求の部分を修正、削除しなければならない。

(委任)

- 第10条 本規定に定めるものの他、本会議所ホームページ公開に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 本規定は、平成13年1月1日より施行する。
- 2 本規定は、平成25年1月4日より施行する。

広域災害における一般社団法人小牧青年会議所の対応小

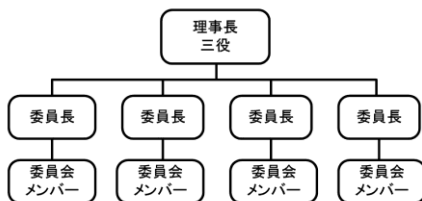
牧市を含む周辺地域が被災した場合

- 1 連絡網を活用し会員の安否を確認。
(メール・避難場所・携帯電話を活用)
- 2 災害対策本部の設置
(構成:理事会構成メンバー)
- 3 一般社団法人小牧青年会議所、小牧の被災状況を
(公)日本青年会議所へ報告
(担当:災害対策本部構成メンバー)

他の地域が広域災害に被災した場合

- 1 災害発生翌日に(公)日本青年会議所へ状況の確認をとる。
(担当:専務理事)
- 2 救助活動本部を設置し、救助活動についての協議をする。
(構成:理事長、三役)
- 3 救助活動本部より理事会構成メンバーを通じ全会員に救助活動の周知徹底を行う。
- 4 理事会・例会内で活動報告を行う。
(担当:救助活動本部構成メンバー)

一般社団法人小牧青年会議所 安否確認モデル
※2003年度組織図をもとに作成



役員・各委員長

A群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

委員会

B群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

※ 副理事長・専務理事・各委員長は両連絡網に登録し、相互連絡の調整にあたる。

※ 避難所による安否確認の併用。（A・B群連絡網へ情報を流す。）

愛知県小牧市消防本部ホームページ内、避難場所情報を参照

災害に強い街づくりを目指して！！

愛知県小牧市消防本部

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10013000.html>

防災情報

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10031480.html>

- ・ 地震のメカニズム
- ・ 家庭での地震対策
- ・ 地域の地震対策
- ・ 風水害対策情報
- ・ 火災に対する備え
- ・ 避難所情報
- ・ 小牧市の防災情報

一般社団法人 小牧青年会議所 事務局

〒485-0041

小牧市小牧五丁目253番地

小牧商工会議所会館 5階

TEL 0568-72-0496

FAX 0568-72-1950

事務受付 10:00~15:00

尾張東5 J C事務局

一般社団法人 瀬戸青年会議所

瀬戸市見附町38-2 瀬戸商工会議所内

TEL 0561-83-5077

FAX 0561-85-1022

公益社団法人 春日井青年会議所

春日井市鳥居松5-45 春日井商工会館内

TEL 0568-81-8480

FAX 0568-84-2299

一般社団法人 尾張旭青年会議所

尾張旭市東大道町原田2570 尾張旭商工会館内

TEL 0561-54-7077

FAX 0561-53-5344

岩倉青年会議所

岩倉市中本町西出口31-1 岩倉商工会館内

TEL 0587-66-3400

FAX 0587-66-3417

一般社団法人 北名古屋青年会議所

北名古屋市片場大石13-1

TEL 05680-27-11882

FAX 568-7-1187